

JIS 適合性評価の料金規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人電線総合技術センター（以下「センターという。」）が行う JIS への製品適合性認証業務に係る料金等について定める。

(適合性評価料金)

第2条 JIS 適合性評価に係る料金（旅費を除く。）は、別表1のとおりとする。

(旅費)

第3条 前条の料金に加えて、申請に係る工場審査又は臨時の認証維持審査のため、センターの役職員が申請者又は認証取得者の工場又は事業場に出張したときは、申請者又は認証取得者はセンターの旅費規則が定める旅費（支度料及び旅券交付手数料を除く。）を納めなければならない。

(通訳費用)

第4条 海外の工場又は事業場の工場審査において通訳が必要な場合の通訳の手配及びこれに係る費用は、申請者又は認証取得者が負担するものとする。

(料金等の支払期限)

第5条 申請者又は認証取得者は、第2条の料金及び第3条の旅費について、センターから請求書を受領した時は、速やかに請求書に記載された金額を納付しなければならない。
2 センターは、前項の金額が支払われるまでは、工場審査及び製品試験に着手しないことができる。

(納付された料金等の返納)

第6条 センターは、次の表の左欄に掲げる場合には、同欄の区分に応じて、それぞれ右欄に定める金額を申請者又は認証取得者に返納しなければならない。

| 区分 | 返納金額 |
|---------------------------|---------------|
| 誤って過剰な料金又は旅費を領収したとき | 超過金額 |
| センターの都合により適合性評価ができなくなったとき | 全額 |
| 工場審査に着手する前に申請の取下げがあったとき | 工場審査料及び旅費等の全額 |
| 製品試験に着手する前に申請の取下げがあったとき | 製品試験料の全額 |

2 センターは、前項に規定する場合を除き一旦納付された金額は返納しないものとする。

(財務諸表等の請求に係る料金)

第7条 産業標準化法第49条第2項の請求に係る費用は、次の表の左欄に掲げる場合に依りて、右欄に掲げる金額とする。

| | |
|-----------------|------------|
| 財務諸表等の謄本又は抄本の交付 | 1ページにつき10円 |
|-----------------|------------|

| | |
|---------------------------------|-----------------------|
| 電磁的記録をもって作成された財務諸表等のCD-ROMによる交付 | CD-ROM 1 枚につき 5 0 0 円 |
|---------------------------------|-----------------------|

附則（平成 2 5 年 1 0 月 1 日）

- 1 この規則は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日より施行する。
- 2 この規則の施行の際に現に受付が終了している申請については、なお、従前の例による。

附則（2 0 2 2 年 6 月 1 日）

- 1 この規則は、2 0 2 2 年 6 月 1 日より施行する。
- 2 この規則の施行の際に現に受付が終了している申請については、なお、従前の例による。

附則（2 0 2 3 年 1 2 月 2 0 日）

- 1 この規則は、2 0 2 4 年 1 月 1 日より施行する。
- 2 この規則の施行の際に現に受付が終了している申請については、なお、従前の例による。

別表1 (第2条関係)

(金額は消費税を含まない。)

| 申請の種類 | 料金 | |
|-----------------------|--|--|
| 初回適合性評価 | 初回適合性評価の料金は、次の方法で算定した金額とする。 初回適合性評価料金＝申請料＋製品試験料＋工場審査料 | |
| | 申請料 | 1規格につき 22,000 円 |
| | 製品試験料 | 別表2の規格・種類に係る初回製品試験料の欄に掲げられた金額。ただし、規格中に2以上の種類がある規格に対する2以上の種類の同時申請であり、異なる種類において同一のシース又は絶縁体及びそれらの材料として耐燃性ポリエチレンが使用されている場合には、次の式で算定した金額とする。 1規格において2以上の種類を申請する場合の製品試験料＝申請規格の種類毎の初回製品試験料を全て加えた金額－シース試験不要種類数×シース試験免除－絶縁体試験不要種類数×絶縁体試験免除－耐燃性ポリエチレン発煙濃度等試験不要種類数×耐燃性ポリエチレン試験免除 |
| | 工場審査料 | 90,000 円 (2人1日につき)。工場審査に要する日数が1日を超える場合には、超える半日ごと 45,000 円を加算する。なお、工場審査に要する日数には、浜松市の電線総合技術センターから審査対象の工場又は事業場までの往復の日数を含むものとする。 |
| 定期認証維持審査 | 定期認証維持審査の料金は、次の方法で算定した金額とする。 定期認証維持審査料金＝申請料＋製品試験料＋工場審査料 | |
| | 申請料 | 1規格につき 22,000 円 |
| | 製品試験料 | 別表2の規格・種類に係る定期認証維持製品試験料の欄に掲げられた金額。ただし、規格中に2以上の種類がある規格に対する2以上の種類の同時申請であり、異なる種類において同一のシース又は絶縁体及びそれらの材料として耐燃性ポリエチレンが使用されている場合には、次の式で算定した金額とする。 1規格において2以上の種類を申請する場合の製品試験料＝申請規格の種類毎の定期認証維持製品試験料を全て加えた金額－シース試験不要種類数×シース試験免除－絶縁体試験不要種類数×絶縁体試験免除－耐燃性ポリエチレン発煙濃度等試験不要種類数×耐燃性ポリエチレン試験免除 |
| | 工場審査料 | 90,000 円 (2人1日につき)。工場審査に要する日数が1日を超える場合には、超える半日ごと 45,000 円を加算する。なお、工場審査に要する日数には、浜松市の電線総合技術センターから審査対象の工場又は事業場までの往復の日数を含むものとする。 |
| 臨時の認証維持審査 (種類の変更又は追加) | 種類の変更又は追加に係る料金は、次の方法で算定した金額とする。 種類の変更又は追加に係る料金＝申請料＋製品試験料＋工場審査料 なお、製品試験及び工場審査の内容は、申請書の提出を受けてから判断する。 | |
| | 申請料 | 1規格につき 22,000 円 |
| | 製品試験料 | 変更又は追加の申請をする種類に係る別表2の初回製品試験料の欄に掲げる金額の全部又は一部 (一部の場合には工数に応じた料金とし、別途見積る。) |

| | | |
|--|--|---|
| | 工場審査料 | 90,000 円 (2 人 1 日につき)。工場審査に要する日数が 1 日を超える場合には、超える半日ごと 45,000 円を加算する。なお、工場審査に要する日数には、浜松市の電線総合技術センターから審査対象の工場又は事業場までの往復の日数を含むものとする。 |
| 臨時的認証維持 審査 (製品仕様 の変更) | 製品仕様の変更に係る料金は、次の方法で算定した金額とする。 製品仕様の変更に係る料金=申請料+製品試験料 (製品試験が必要な場合のみ) +工場審査料 (工場審査が必要な場合のみ) なお、製品試験及び工場審査の必要性の有無並びに必要な場合の試験項目及び工場審査の内容については申請書の提出を受けてから判断する。 | |
| | 申請料 | 1 規格につき 22,000 円 |
| | 製品試験料 | 製品仕様の変更を申請する製品の規格・種類に係る別表 2 に掲げる初回製品試験料の全部又は一部 (一部の場合には工数に応じた料金とし、別途見積る。) |
| | 工場審査料 | 90,000 円 (2 人 1 日につき)。工場審査に要する日数が 1 日を超える場合には、超える半日ごと 45,000 円を加算する。なお、工場審査に要する日数には、浜松市の電線総合技術センターから審査対象の工場又は事業場までの往復の日数を含むものとする。 |
| 臨時的認証維持 審査 (品質管理 体制の変更 (品 質管理責任者 の変更を除く。)) | 品質管理体制の変更 (品質管理責任者の変更を除く。)に係る料金は、次の方法で算定した金額とする。 品質管理体制の変更に係る料金=申請料+工場審査料 (工場審査が必要な場合のみ) なお、工場審査の必要性の有無及び必要な場合の内容については、申請書の提出を受けてから判断する。 | |
| | 申請料 | 1 工場又は 1 事業場につき 22,000 円 |
| | 工場審査料 | 90,000 円 (2 人 1 日につき)。工場審査に要する日数が 1 日を超える場合には、超える半日ごと 45,000 円を加算する。なお、工場審査に要する日数には、浜松市の電線総合技術センターから審査対象の工場又は事業場までの往復の日数を含むものとする。 |
| 臨時的認証維持 審査 (品質管理 責任者の変更) | 1 工場又は 1 事業場につき 11,000 円 | |
| 試験所審査 | 90,000 円 (2 人 1 日につき)。試験所審査に要する日数が 1 日を超える場合には、超える半日ごと 45,000 円を加算する。なお、試験所審査に要する日数には、浜松市の電線総合技術センターから審査対象の試験場までの往復の日数を含む。 | |
| 認証書の再交付 (住所等の記載 事項の変更を含 む。)又は副本 の交付 | 1 規格につき 11,000 円 | |
| 認証維持料 | 1 工場又は 1 事業場につき、1 年間につき 60,000 円 | |
| 試験成績書の発 行 (備考 2) | 1 規格 1 種類につき 11,000 円 | |
| 備考 1) | シース試験控除 5,500 円、絶縁体試験控除 5,500 円、耐燃性ポリエチレン試験控除 27,500 円 | |
| 備考 2) | 試験成績書発行料は、申請者が 1 規格 1 種類の試験に対して 2 通以上の試験成績書の発行を希 | |

望する場合の2通目からの発行料金 (1通目は無料)

別表2 (別表1関係)

製品試験料

(単位：円。消費税を含まない。)

| JIS 番号 | 規格名 | 種類(記号) | 製品試験料 ^{備考1)} | |
|--------|-------------------------|--|-----------------------|---------|
| | | | 初回 | 定期認証維持 |
| C 3301 | 電気用硬銅線 | | 117,000 | 117,000 |
| C 3102 | 電気用軟銅線 | | 117,000 | 117,000 |
| C 3104 | 平角銅線 | | 123,000 | 123,000 |
| C 3301 | ゴムコード | TF, FF, RF, SSF, STF, SFE, SRF, SSFF, NFF, NRF, NNFF, EPFF, EPRF, EPPFF, HFF, HRF, HFFF, GTF, GTFK, RNCTF, RNCTFK, PNCTF, PNCTFK | 137,000 | 124,000 |
| C 3306 | ビニルコード | VSF, VTF, VFF, VTCF, VCTFK, HVSF, HVTF, HVFF, HVCTF, HVCTFK | 154,000 | 126,000 |
| C 3307 | 600V ビニル絶縁電線 (IV) | IV | 158,000 | 130,000 |
| C 3312 | 600V ビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル | VCT | 166,000 | 127,000 |
| C 3316 | 電気機器用ビニル絶縁電線 | KIV | 130,000 | 125,000 |
| C 3317 | 600V 二種ビニル絶縁電線 (HIV) | HIV | 158,000 | 125,000 |
| C 3323 | 600V けい素ゴム絶縁電線 | IK, KGB | 139,000 | 127,000 |
| C 3327 | 600V ゴムキャブタイヤケーブル | 1CT, 2CT, 3CT, 4CT, 2RNCT, 3RNCT, 4 RNCT, 2PNCT, 3PNCT, 4PNCT, 2PHCT, 3PHCT, 4PHCT, KKCT | 146,000 | 131,000 |
| C 3340 | 屋外用ビニル絶縁電線 (OW) | OW | 141,000 | 122,000 |
| C 3341 | 引込用ビニル絶縁電線 (DV) | DV2R, DV3R, DV2F, DV3F | 155,000 | 130,000 |
| C 3342 | 600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル | VVF, VVR | 166,000 | 133,000 |
| C 3401 | 制御用ケーブル | CVV, CEV, CCV | 166,000 | 133,000 |
| | | CEE, CCE | 147,000 | 136,000 |
| | | CEE/F, CCE/F | 222,000 | 183,000 |
| C 3404 | 溶接用ケーブル | WCT, WNCT, WHCT, WRCT, WRNCT, WRHCT | 140,000 | 133,000 |
| C 3408 | エレベータ用ケーブル | ERB-L, ERB-H, EPB-L, EPB-H, EVB-L, EVB-H | 130,000 | 122,000 |
| | | ERN-L, ERN-H, EPN-L, EPN-H, ERNF-L, ERNF-H, EPNF-L, EPNF-H | 141,000 | 130,000 |
| | | ERV-L, ERV-H, EPV-L, EPV-H, EVV-L, EVV-H, ERVF-L, ERVF-H, ERVF-L, ERVF-H, EVVF-L, EVVF-H | 166,000 | 133,000 |

| | | | | |
|--------|---------------------------------|---|----------|----------|
| | | L, EVVF-H | | |
| C 3501 | 高周波同軸ケーブル (ポリエチレン絶縁編組形) | 0. 8D-2V, 1. 5D-2V, 2. 5D-2V, 3D-2V, 5D-2V, %D-2W, 8D-2V, 10D-2V, 1. 5C-2V, 2. 5C-2V, 3C-2V, 3C-2VCS, 3C-2VS, 5C-2V, 5C-2W, 7c-2V, 10C-2V | 192, 000 | 151, 000 |
| C 3502 | テレビジョン受信用同軸ケーブル | TVECX, TVEFCX, S-4C-FB, S-5C-FB, S-7C-FB, S-5C-HFL, S-7C-HFL, S-10C-HFL, S-5C-HFL-SS, S-7C-HFL-SS, S-10C-HFL-SS | 174, 000 | 162, 000 |
| C 3605 | 600V ポリエチレンケーブル ^{備考2)} | EV, CV, EE, CE CVD, CVT, CVQ, CED, CET, CEQ, | 150, 000 | 136, 000 |
| | | EE/F, CE/F, EEF/F, CEE/F, CED/F, CET/F, CEQ/F | 222, 000 | 177, 000 |
| C 3606 | 高圧架橋ポリエチレンケーブル | CV, CVT, CE, CET | 147, 000 | 137, 000 |
| | | CE/F, CET/F | 223, 000 | 181, 000 |
| C 3612 | 600V 耐燃性ポリエチレンケーブル | IE/F | 217, 000 | 169, 000 |
| C 3621 | 600V EP ゴム絶縁ケーブル | PV | 166, 000 | 127, 000 |
| | | PN | 141, 000 | 125, 000 |

備考1) 製品試験料は、1規格1種類毎の金額を示す。

備考2) 初回申請時 JIS C3605 の単心及び単心より合わせ形の製品試験料は、同一線心の種類毎に次の計算式で算出する。

$$1 \times \text{種類毎の料金} + 53,000 \times (\text{申請種類数} - 1)$$

例：単心 CV, CVD, CVT 及び CVQ 並びに単心 CE/F, CED/F, CET/F 及び CEQ/F の 8 種類の初回申請の場合の料金(税抜き)

$$\text{CV 単心より合わせ形料金} : 1 \times 150,000 + (4-1) \times 53,000 = 303,000$$

$$\text{CE/F 単心より合わせ形料金} : 1 \times 222,000 + (4-1) \times 53,000 = 381,000$$

$$\text{合計} : ¥684,000$$

なお、多心一括シース形も製造する場合は、種類毎の上記料金に(種類毎の料金-控除額)の金額を加える。

例：例：単心 CV, CVD, CVT 及び多心丸形 CV を製造する場合

$$\text{CV 単心より合わせ形料金} : 1 \times 150,000 + (4-1) \times 53,000 = 332,000$$

$$\text{多心一括シース形 CV の料金} : 150,000 - 11,000 (\text{シース及び絶縁体試験控除}) = 139,000$$

$$\text{合計} : ¥471,000$$

定期認証維持申請時について、単心(多心一括シース形を含む)および単心より合わせ形を複数取得している場合、単心の製品試験料に(1種類の単心より合わせ形の製品試験料-控除額)の金額を加える。なお、単心より合わせ形のみ複数取得している場合は、1種類の単心より合わせ形の料金とする。

例：CV(単心、多心一括シース形), CVD, CVT 及び CVQ 並びに CE/F(単心、多心一括シース形), CED/F, CET/F 及び CEQ/F の 8 種類の料金(税抜き)

$$\text{CV 製品試験料} : 1 \times 136,000 + 1 \times 136,000 - 11,000 (\text{シース及び絶縁体試験控除}) = 261,000$$

$$\text{CE/F 製品試験料} : 1 \times 177,000 + 1 \times 177,000 - 38,500 (\text{シース及び絶縁体試験控除、耐燃性ポリエチレン試験控除}) = 315,500$$

合計 : ¥576,500

品質文書改廃履歴

| 文書名 : JIS 適合性評価の料金規則 | | | | | |
|----------------------|------------|--|---|---|---|
| 改訂No | 改訂年月日 | 内 容 | 承認 | 確認 | 作成 |
| 0 | 2005.09.26 | 制定 | 会田 | 若月 | 河合 |
| 1 | 2006.06.01 | (1) 表 2-3 の配線用差込接続器を削除。 | 葛下 | 山田 | 河合 |
| 2 | 2009.4.20 | (1) 表 1 の注に、臨時の認証維持審査に関する規定及び変更手続の料金規定を追加。 (2) KIV, HKIV の試験料を追加。 | 田邊 | 山田 | 深谷 |
| 3 | 2011.04.01 | (1) 表 1 の認証料金の算定方法を見直し (2) JIS 認証範囲拡大に伴い、拡大範囲の製品に対する試験料を追加 (3) 耐燃性ポリエチレンに係る発煙濃度試験及び燃焼時発生ガス試験の料金を明記 | 田邊 | 山田 | 深谷 |
| 4 | 2011.09.20 | (1) 財務諸表等の交付に係る費用を追加し明確にした。 |  |  |  |
| 5 | 2013.06.10 | (1) 名称を「JIS 適合性評価の料金規定」から「JIS 適合性評価の料金規則」に変更した。 |  |  |  |
| 6 | 2013.10.01 | (1) 製品試験及び工場審査料等について、過去 2 年間の実際の実原価(人件費及び物件費)に基づいて料金を見直した。 (2) ISO9001 認定工場とそれ以外の工場に対する工場審査料を同額とした。 (3) 同時に複数品目の試験を実施する場合に対する品目数に応じた割引率による割引を廃止した。 |  |  |  |
| 7 | 2022.06.01 | (1) 別表 1 の認証料金を改正した。 |  |  |  |
| 8 | 2023.12.20 | (1) JIS C3605 単心より合わせ形追加(種類の追加)に伴い、当該製品の定期認証維持審査時の試験料金について規定を追加した。 | 佐藤 | 佐野 | 深谷 |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |